

議案第 号

宝塚市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について
宝塚市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年（2023年） 月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例
宝塚市国民健康保険出産費資金貸付基金条例（平成13年条例第12号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の宝塚市国民健康保険出産費資金貸付基金条例（以下「旧条例」という。）第6条に規定する貸付申込に係る旧条例の貸付け、償還及び届出の規定の適用については、なお従前の例による。

宝塚市国民健康保険出産費資金貸付制度の廃止について

1 提案内容

出産育児一時金の直接支払制度等の定着により、国民健康保険出産費資金貸付制度の利用実績がないことから、同貸付制度を廃止し、同時に基金条例も廃止する。

2 貸付制度の経緯

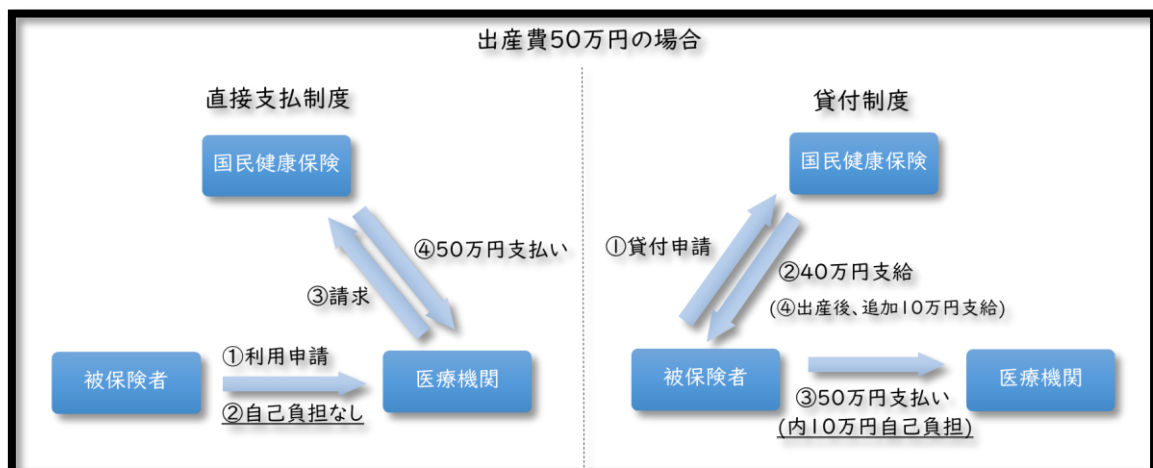
出産にかかる経済的負担の軽減を図ることを目的として、平成13年度に出産育児一時金の支給が見込まれる世帯主に対し、出産育児一時金が支給されるまでの間、出産に要する費用の一部(出産育児一時金の上限8割)を貸付する制度が制定された。

その後、平成21年10月1日から、出産育児一時金を保険者から医療機関等へ直接支給する「直接支払制度」が導入され、医療機関での窓口負担が一時金を超えた分のみの支払いで済むようになった。また、平成23年4月1日からは直接支払制度に対応できない小規模医療機関等においては、「受取代理」の仕組みが制度化された。

これらの出産費における窓口負担の軽減制度が充実したことにより、平成23年度から貸付実績はない。

3 廃止理由

(イメージ図)



貸付制度を利用した場合、上記イメージ図のとおり、一旦差額10万円を医療機関窓口で負担する必要があるが、一方、直接支払制度等を利用した場合、医療機関窓口での自己負担はなしとなる。

貸付制度は本来出産費用を医療機関窓口で支払うことが困難な方を支援するために制定された制度であるが、直接支払制度等を利用した場合の方が負担軽減されるのが現状である。

前述の理由により、直接支払制度等が普及している現状において、今後も貸付制度の利用が見込めないことから、この貸付制度を廃止し、同時に基金条例も廃止する。

4 廃止方法

宝塚市国民健康保険出産費資金貸付基金条例(平成13年条例第12号)を廃止する議案を12月議会に提出。施行日は令和6年4月1日とする。

*宝塚市国民健康保険出産費資金貸付基金条例施行規則(平成13年規則第14号)も同時に廃止。

また、令和5年度12月補正予算で基金残高500万円の取りくずし及び国民健康保険特別会計への繰入を要求し、条例廃止とともに処理を行う。

(参考:県内各市町の出産費資金貸付実施状況について)

年度	県内実施市町数	備考
平成20年度	28市町	うち16市町は兵庫県国民健康保険連合会に事務委託
平成21年度	12市町	当年度に直接支払制度が導入されたことを受け、国保連合会が本事業の委託業務を廃止。それに伴い、委託していた16市町は継続しないこととした。
令和4年度	5市町	本市・芦屋市・三木市・加西市・佐用町 貸付資金を基金管理しているのは本市と三木市のみ